【様式４】

令和　　　年　　月　　日

誓　約　書

沖縄県知事　殿

住　　所

法 人 名

代表者名 　　　 印

令和８年度県政広報テレビ番組制作・放送委託事業者選定企画プロポーザルに参加申請を行うにあたり、下記のことを誓約します。

記

１　地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の４の規定に該当しない者であること。

２　宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体ではないこと。

３　沖縄県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札への参加停止の処分を受けていないこと。

４　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同第６号に規定する暴力団員をいう。）と関係を有している者でないこと。

５　県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

６　加入義務のある社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入し、保険料の滞納がないこと。

７　雇用する労働者に対し、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に規定する最低賃金額以上の賃金を支払っていること。

８　労働関係法令を遵守していること。

９　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

10　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

**※注１　共同企業体の場合は、全ての構成員について提出が必要です。**

**※注２ 誓約書には、別添「参加資格要件確認書類」に記載の書類を添付してください。**

（誓約書裏面）

（誓約事項６関係）

|  |
| --- |
| **主な労働関係法令**  （１）労働基準法（昭和22年法律第49号）  （２）労働契約法（平成19年法律第128号）  （３）最低賃金法（昭和34年法律第137号）  （４）雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律  （昭和47年法律第113号）  （５）短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成５年法律第76号）  （６）育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律  （平成3年法律第76号）  （７）労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）  （８）労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律  （昭和60年法律第88号）  （９）障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）  （10）労働組合法（昭和24年法律第174号）  （11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）  （12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）  （13）健康保険法（大正11年法律第70号）  （14) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号） |

(別　添）

**参加資格要件確認書類**

参加資格要件の確認のため、以下の書類を添付してください。

**１　県税及び地方消費税を滞納していないことが確認できる書類**

○　都道府県が発行する都道府県税に未納がないことの証明書

（発行後、３か月以内のもの）

○　税務署が発行する消費税及び地方消費税に未納税額がないことの証明書

（発行後、３か月以内のもの）

**２　労働保険に加入していることが確認できる書類**（加入義務がない場合を除く）

○　申請日直近の、労働保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

(例)

・労働局からの領収済通知書（領収印があるもの）

・納付書・領収証書（領収印があるもの）

・口座振替結果のお知らせ（申請者名が入っている部分を含む。）

・労働保険事務組合からの領収書等

・納入額の告知書と振込・口座振替明細　　　等

**３　健康保険・厚生年金保険に加入していることが確認できる書類**

（加入義務がない場合を除く。）

○　申請日直近の、厚生年金・健康保険料の納入が済んだことがわかる書類の写し

(例)

・厚生労働省からの保険料納入告知額・領収済額通知書

・納付書・領収証書（領収印があるもの）

・領収済通知書（領収印があるもの）

・社会保険料納入証明書

・納入額の告知書と振込・口座振替明細　　　等

**４　社会保険に加入義務がないことについての申出書**（加入義務がない場合）

　○　別添「様式４－２」

【様式４－２】

令和　　年　　月　　日

**社会保険に加入義務がないことについての申出書**

沖縄県知事　殿

住　　所

法 人 名

代表者名 印

社会保険に加入義務がない理由は、下記のとおりです。

記

**１　労働保険に加入義務のない理由**

（該当する理由の□に「レ」を記入するか黒塗りしてください。）  
□ 従業員がいないため（個人事業主で事業主しかいない場合、法人で取締役のみの事業所で構成される場合など）  
□ 出向者のみで構成されており、出向元で加入しているため  
□ その他（理由を枠内に記入してください。）  
※ 従業員を1人以上使用しているすべての事業所に加入義務があります。

（詳細は、労災保険関係についてはお近くの労働基準監督署、雇用保険関係や被保険者となるかのお問い合わせ等についてはお近くの公共職業安定所までご確認ください。）

|  |
| --- |
|  |

**２　健康保険及び厚生年金保険に加入義務のない理由**

（該当する理由の□に「レ」を記入するか黒塗りしてください。）  
□ 常時使用する従業員が５人未満の個人の事業所のため  
□ 出向者のみで構成されており、出向元で加入しているため  
□ その他（理由を枠内に記入してください。）  
※ 法人の事業所の場合、または個人の事業所で常時５人以上の従業員を使用している場合は加入義務があります。（詳細は、お近くの年金事務所までご確認ください。）

|  |
| --- |
|  |

* **上記理由を確認する書類の提出をお願いする場合があります。**